

第1号様式(第3条関係)

審査基準・標準処理期間個票

許認可等の名称	小学校及び中学校の就学義務の猶予又は免除の承認
根拠法令及び条項	学校教育法第18条 学校教育法施行規則第34条
審 査 基 準	
学校教育法 学校教育法施行規則 <別紙のとおり>	
標準処理期間	14日以内(休日を含まない)
所管部署	学校教育部 学務課(098-917-3505)
更新日	平成27年4月1日

<別紙>

学校教育法

第18条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齡児童」又は「学齡生徒」という。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

学校教育法施行規則

第34条 学齡児童又は学齡生徒で、学校教育法第18条に掲げる事由があるときは、その保護者は、就学義務の猶予又は免除を市町村の教育委員会に願い出なければならない。この場合においては、当該市町村の教育委員会の指定する医師その他の者の証明書等その事由を証するに足る書類を添えなければならない。